

【高知県立清水高等学校】運動部活動に係る活動方針

学校教育目標

地域の未来を担う人材の育成

運動部活動の活動方針

- (1) 学年を超えた仲間づくりやコミュニケーション能力の育成、規範の習得などを通して社会性、人間性の育成を図る。
- (2) スポーツや文化活動等に興味と関心を持つ生徒が、より高い水準の技能や記録等に挑戦したり、仲間と協力し合い友情を深めたりすることを円滑に進めることができるようとする。

基本的事項

①運営に関すること

(1) 部活動設置について

- ・本校の教育活動の中に部活動及び同好会を設置する（詳細は、部活動細則を別に定める）。
- ・各部活動の目標に沿って、年間計画及び毎月の活動計画に沿って活動する。原則として、顧問教員や部活動指導員がついて指導にあたる。
- ・部活動全体の推進を図るために、校内に部活動総括顧問を設置する。

(2) 指導体制について（顧問配置、外部指導者の活用等）

- ・顧問、学級担任、保護者間の連携をとり、円滑な運営を心がける。
- ・専門性を有した外部指導者の効果的な活用（部活動指導員、運動部活動サポート事業）等、本校の実態に応じた工夫を行う。

(3) 顧問会議、部長会議について

- ・顧問会議を定期的に開き、各部の現状や課題を共有し、全員で課題解決に向けた取組を行う。
- ・部長会議を定期的に開き、活動について共通認識を図る。

(4) 家庭、地域との連携について

- ・部活動保護者会を開き、保護者と顧問による円滑な運営のための共通理解を図る。

(5) 研修について

- ・県が主催する研修会（運動部活動コ-ティ-ナ-研修会、運動部活動指導力向上研修等）に参加し、その内容を顧問会等において校内に周知する。
- ・各競技団体が行う研修会等を受講し、得られた内容は顧問会等で情報共有を行い、職員の指導力の向上を図る。

(6) 部費又は集金の取扱いについて

- ・管理職や事務職員等の指導を受け、出納簿作成や監査等、適切に取り扱う。

②活動に関すること

(1) 施設や用具について

- ・使用した設備の整頓・清掃、校舎の施錠等は顧問が責任をもって行う。

(2) 事故防止や安全対策について

（①危機管理・救急マニュアル等の確認 ②環境確認・整備等）

- ・事故には十分留意し、怪我が起きた場合マニュアルの手順に沿って速やかに処置、管理職及び養護教諭に連絡・報告する。
- ・原則として、活動の際には顧問が監督する。

*熱中症への対策（測定器を活用し、時間帯を決め定期的に測定し状況を把握する）

（①活動前・活動中・活動後に水分・塩分の補給 ②適切な休憩 ③屋内外別のWBGT値などの判断基準や指標等）

①活動中にはこまめに水分補給と塩分補給を行いながら行う。活動前後にも水分・塩分の補給を行う。

②活動中は、適切に休憩時間を設ける。

③WBGT25℃以上の環境では水分・塩分の補給及び休憩を積極的に設け、WBGT31℃以上の場合は活動中止の判断を検討する。

(3) 大会参加について

- ・事前に「遠征届」を提出する。

(4) 対外試合、合同練習、合宿等の実施について

- ・他校または外部との試合・合同練習、合宿の際には、事前に「遠征届」または「合宿届」を提出する。

例）・土曜日・日曜日・祝日等に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日に振り替えて確保する。

- ・生徒の健康や学習面等を確保するためにも計画的に設定する。

③活動時間に関すること

(1) 休養日の設定

- ・年間を通して週2日以上の割合で休養日を設ける（原則として、平日1日、休日1日取得するよう努める）。

(2) 活動時間の設定

- ・〈平日〉 2時間程度（練習は始業前（朝練習）と終業後（午後練習）の時間帯に行う。）

- ・〈休日〉 3時間程度

*活動時間の延長（平日3時間程度・休日4時間程度の活動）については、生徒及び保護者の同意を得たうえで校長が承認した部のみとする。

- ・〈長期休業中のオフシーズン〉 春季：2日、夏季：5日、冬季：3日を基準とする。

- ・〈考查期間中〉 原則、行わないこととする。

ただし、考查終了後の翌々週に大会があつて校長が許可した場合に限り、体力や感覚の低下を防ぐ目的で、放課後に1時間程度の練習を行うことを認める。

- ・〈終了・下校時刻〉 平日：19時30分までに下校する。

- ・ 休日：17時30分までに下校する。

(3) 各部の活動一覧

	週のうち定休日（曜日）	オフシーズン（長期休業中）	平日の活動時間	休日の活動時間	備考
①バスケットボール部	日曜日	夏季5日、冬季5日、春季2日	3時間程度	4時間程度	*生徒・保護者の同意、校長承認済み
②バドミントン部	木曜日	夏季6日、冬季6日、春季3日	2時間半程度	3時間程度	*生徒・保護者の同意、校長承認済み
③陸上競技部	日曜日	夏季6日、冬季6日、春季3日	3時間程度	3時間程度	*生徒・保護者の同意、校長承認済み
④サッカー部	水曜日	夏季7日、冬季6日、春季3日	3時間程度	4時間程度	*生徒・保護者の同意、校長承認済み
⑤卓球部	土曜日	夏季6日、冬季6日、春季3日	2時間程度	3時間程度	*生徒・保護者の同意、校長承認済み
⑥野球部	月曜日	夏季5日、冬季5日、春季2日	3時間程度	4時間程度	*生徒・保護者の同意、校長承認済み
⑦なぎなた部	月曜日	夏季7日、冬季7日、春季3日	2時間程度	3時間程度	*生徒・保護者の同意、校長承認済み
⑧弓道部	日曜日	夏季7日、冬季7日、春季3日	2時間半程度	3時間半程度	*生徒・保護者の同意、校長承認済み
⑨バレーボール同好会	日曜日	夏季6日、冬季6日、春季3日	3時間程度	4時間程度	*生徒・保護者の同意、校長承認済み
備考					

評価と改善（上記①～③）

①運営に関すること ②活動に関すること ③活動時間に関すること	・設定どおりに実施できたか。 ・特に実施できていなかった部活動は、何部だったか。 ・考えられる、実施できなかつた要因は何か。	各部活動の顧問教員は、①運営、②活動、③活動時間について、設定どおりに実施できたかどうか、また実施できなかつた要因について検証を行い、部活動顧問会議又は年度末の職員会議において情報を共有し、次年度の計画を立てる。
---------------------------------------	--	--

*なお、策定にあたっては、「運動部活動全体計画ハンドブック」（平成26年3月 高知県教育委員会事務局スポーツ健康教育課）及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」（平成31年1月 高知県教育委員会事務局保健体育課）を参照すること。